

熊本市西里地域の農業の振興に関する計画 (概要版)

(農振法施行規則第4条の4第1項第27号関係)

平成27年1月15日策定

1. 趣旨(目的)について

更なるフードパル熊本の活性化及び大学施設の拡充によって、地域農業者の経営の安定、新規就農者の確保、集落機能の維持・回復などを図る。

2. 施設について

(1) 駐車場 (5,154.40 m²)

○地域の農業振興に及ぼす効果等

パークアンドライドとして活用することで移動手段として自動車が必要な地域での、公共交通機関である西里駅へのアクセスが向上し、地域全体の利便性が高まり、農業従事者の生活環境の向上や地域からの若者の流出防止、更には都心に近い特性を生かすことで他地域からの移住も期待できるものであり、併せて施設を朝市会場として地域に開放することで農業者の所得の増大等、地域の農業振興に大きく寄与するものである。

(2) 体育館 (7,511.32 m²)

○地域の農業振興に及ぼす効果等

福祉避難所として活用することで地域の生活環境の改善に繋がるものであり、併せて施設を地域に開放することで地域農業者が体育館を利用し健康増進が図られ、地域の農業振興に大きく寄与するものである。

(3) 園芸療法用実習施設 (942.32 m²)

○地域の農業振興に及ぼす効果等

施設の維持管理に伴う地域の雇用が期待される中で、園芸療法用実習施設での雇用は薬草園の管理においては、農業の従事者の経験が活かせるものである。薬草園で栽培されたハーブ等の活用として、フードパル熊本等との産学連携による商品化を目指されており、商品化により地域農家へ栽培委託することで、地域の農業従事者の所得増大が期待される。

(4) 道路 (666.45 m²)

○地域の農業振興に及ぼす効果等

今回、整備される市道の拡幅については、現道は幅員3～4メートルと狭く農作業時の通行支障や小学生の登下校の安全確保が懸念されていたが、今回、道幅を6.5メートル、歩道も設置することから、地域の農作業の環境や生活環境の改善に繋がるものであり、地域の農業振興に大きく寄与するものである。